

塩尻西部中学校 地域貢献活動 孫の手プロジェクト実施要綱

R6. 9. 1

R6. 9. 12 一部改訂

1 目的

この要綱は、これまで塩尻市コミュニティスクールによって支援をしていただいた塩尻西部中学校の生徒が、地域の皆様への恩返しのために行う地域貢献活動について、必要な事項を定めることを目的とします。

2 活動の名称

この活動の名称は、孫世代の生徒達が、孫の手のように地域の困っていることに手を差し伸べる活動であることから、「孫の手プロジェクト」という名称とします。

3 活動の内容

この活動の内容は、次のとおりとします。

- (1) 小学生への学習支援、地域のお祭りへの参加、など公民館活動の手伝い
- (2) 果樹作業や野菜作業など農作業の手伝い
- (3) 草刈り、屋外清掃、雪かき、外来植物の駆除、ゴミ出しなど生活面での手伝い
- (4) ぞうきん作り、マスコット作り、簡単な補修など
- (5) その他、地域より要請があったもので、中学生が作業可能なもの

4 参加の対象

この活動に関わる者は、次のような生徒が、参加をします。

- (1) 地域の困りごとを解決したいという思いを持っている生徒
- (2) 地域への恩返しをしたいという思いを持っている生徒

5 活動依頼

地域の者が活動の依頼をする場合は、塩尻西部中学校に電話で申し込むか、右図のQRコードによって申し込みをします。

6 活動時間

この活動をする場合の活動時間は別表1に定める範囲内とします。

7 活動の報酬

この活動に参加した塩尻西部中生は、活動の時間や内容によって、地域チケットを報酬として得ることができます。得られる地域チケットの枚数については別表2の通り。

8 報酬の利用

この活動に参加した生徒は、活動によって得た地域チケットを別表3の通りに使用することができます。

9 孫の手プロジェクトメンバーの義務

孫の手プロジェクトのメンバーは次の各号に掲げる事項を守ることとします。

- (1) 活動中は事故の防止に最大限配慮します。



- (2) 頼まれた仕事は、誠意を持って精一杯取り組みます。
- (3) 活動内容は、3に規定する内容とし、地域の方より他の活動を依頼された場合は学校に相談します。

10 保険

この活動の中で発生した事故やけがによる補償は、スポーツ保険の補償の範囲内により行います。

11 その他

- ・この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、学校が別に連絡をします。
- ・この要綱は、令和6年9月1日から施行します。

12 別表

・別表1 塩尻西部中学校地域貢献活動「孫の手プロジェクト」活動時間

活動時間	・依頼者との希望時刻と生徒の活動可能時刻とを調整をする。 ・1日3時間以内とする
------	---

・別表2 地域チケットについて

活動内容	活動時間	報酬
果樹作業・農作業・草取り・外来植物の駆除・お祭りの手伝い・学習支援 など	1時間	地域チケット1枚 (1 mago)
その他		作業内容による

・別表3 地域チケットの使用可能店舗 (R6. 8現在)

店舗名	住所	単位	
原農園	塩尻市宗賀桔梗ヶ原71-51	地域チケット1枚 (1 mago)	ぶどう (枚数に応じて種類)
ベーカリー・スリエ	塩尻市広丘郷原637-1	地域チケット1枚 (1 mago)	アイスクリーム等
珈琲哲學 松本店・あずみ野店	松本市村井町西2丁目1-35 安曇野市豊科2637	地域チケット1枚 (1 mago)	アイスクリーム等
おやき工房旬菜花	塩尻市大字宗賀1292番地	地域チケット1枚 (1 mago)	おやき2個or オヤラップ1つ

【地域チケット】

表面

裏面



この地域チケットは以下のお店で使えます。
(R6. 9～)

- ・原農園(塩尻市宗賀桔梗ヶ原)
- ・ベーカリー・スリエ(塩尻市広丘郷原)
- ・珈琲哲學(あずみ野店・松本店)
- ・おやき工房旬菜花(塩尻市宗賀)